

## 留学生起業家輩出・育成支援業務 仕様書

### 1 委託業務名

留学生起業家輩出・育成支援業務

### 2 業務の目的

本業務では、東北大学の留学生等を対象に、国内で活躍する外国人起業家による起業の実体験の講演会等を実施し、在学中または卒業後の起業活動により引き続き国内に在留する外国人起業家の輩出につなげることを目的とする。また、本市の起業支援事業に係る情報を起業意欲の高い留学生に向けて発信するウェブサイト構築することで、本市の起業支援施策の更なる浸透を図る。

### 3 本業務内容

#### (1) 留学生等に向けた起業啓発イベントの実施

- ・留学生等を対象とした講演会・交流会を仙台市内で1回開催すること。
- ・国内外で活躍する外国人起業家等を招き、起業の実体験や今後のビジョン等を伝える内容とすること。
- ・本イベントの実施に係る企画、会場及び会場付帯設備確保（会場費支払い含む）、登壇者の確保、広報、集客、会場設営、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を行うこと。

実施時期：令和7年2月下旬～3月中旬頃

実施内容：国内外で活躍する外国人起業家等の講演、交流会等

実施場所：仙台市内

参加者数（想定）：30名程度

使用言語（想定）：英語

#### (2) 本業務に係る情報発信のためのウェブサイトの構築

##### ①CMSの導入構築

- ・本業務及び当課が実施している外国人向け起業支援施策等を情報発信するためのウェブサイトをWordPressで構築し、本ウェブサイトのCMSの運用を行うこと。また、3(1)で実施したイベントレポートを作成し、掲載すること。
- ・サイトの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ・作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計・開発を行うこと。なお、想定するコンテンツは以下の通り。

<想定コンテンツ>

イベント情報、支援メニュー、イベントレポート

- ・デザインを作成する上で必要な画像、アイコン等はすべて受託者が用意すること。ただし、本市が保有している写真等も活用できるものとする。なお、使用する著作物については、適

切に著作権の管理がされていること。

## ②英語ページの作成

- ・ウェブサイトの掲載内容は英語を使用言語とすること。なお、作成するウェブサイトの掲載内容については委託者と協議のうえ、決定すること。また、日本語表記を自動翻訳ツール等により切替表示できるようにすること。

## ③Web サイトの保守・運用

- ・委託契約期間内において、Web サイトの保守・運用(サーバー・ドメイン費用の支払いを含む)を行うこと。
- ・Web サーバの定期的な保守点検およびバックアップを実施すること。
- ・障害発見時には迅速に本市担当者へ連絡を行い、障害への対応について調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- ・Wordpress のセキュリティアップデートの対応およびプラグインのアップデートの対応をする
- ・HTTPS による安全な通信を確保することとし、SSL 証明書の発行費用は本業務の委託料に含まれるものとする。

## (3) 成果物の納品

- ・上記(1)から(2)までの業務実績を取りまとめ、コンテンツデータ及び総括報告書を作成し、A4の紙媒体及び電子媒体で納品すること。

## (4) その他

- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティポリシーに従い、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託候補者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

## 4 委託料

委託料の上限額 825,000 円 (消費税及び地方消費税含む。)

## 5 委託期間・スケジュール

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託

者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作権人格権について、本市に対して行使しないものとする。

- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

## 7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。